

議案第48号

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

平成27年6月8日 提出

羽曳野市長 北川嗣雄

提 案 理 由

子ども医療費助成制度における対象者の年齢を拡大することにより、子育て支援の充実及び福祉の増進を図るとともに、その他所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「9歳」を「12歳」に改め、「(以下「低学年以下の子ども」という。)及び12歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者で、低学年以下の子ども以外の者(以下「高学年の子ども」という。)」を削る。

第3条第1項中「居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている」を「居住地を有する」に改める。

第4条第1項中「(高学年の子どもについては、病院又は診療所への入院に係る療養について保険給付が行われた場合に限る。)」を削る。

第9条第1項中「低学年以下の子ども」を「子ども」に改め、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行し、改正後の羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による新条例の規定は、平成27年10月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 出生の日から <u>12歳</u> に達する日以後における最初の 3 月末日までの者をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 出生の日から <u>9歳</u> に達する日以後における最初の 3 月末日までの者(以下「 <u>低学年以下の子ども</u> 」という。)及び <u>12歳</u> に達する日以後の最初の 3 月末日までの間にある者で、 <u>低学年以下の子ども</u> 以外の者(以下「 <u>高学年の子ども</u> 」という。)をいう。
(2)～(4) 省略 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に <u>居住地を有する</u> 子どもとする。	(2)～(4) 省略 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に <u>居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)</u> に規定する <u>住民基本台帳に記録されている</u> 子どもとする。
2・3 省略 (助成の範囲) 第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合の特別療養費を除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあっては、その標準負担額)を助成する。	2・3 省略 (助成の範囲) 第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合の特別療養費を除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(<u>高学年の子どもについては、病院又は診療所への入院に係る療養について保険給付が行われた場合に限る。</u>)における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあっては、その標準負担額)を助成する。
2 省略	2 省略

<p>第5条～第8条 省略 (助成の方法)</p> <p>第9条 <u>子ども</u>に対する医療費の助成は、助成すべき額を契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>第5条～第8条 省略 (助成の方法)</p> <p>第9条 <u>低学年以下の子ども</u>に対する医療費の助成は、助成すべき額を契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>2. <u>高学年の子ども</u>に対する医療費の助成は、助成する額を市長が高学年の子どもの保護者に支払うことにより行う。</p> <p>以下省略</p>
---	--